

## 新型コロナウイルス感染症海外短信 — ドイツⅩ

2021年11月22日

加久間 景子\*

### 1. 概況

最近2ヶ月の間に日本の夏のような感染者の増え方で最悪の状態となっている(前号参照)。政治の行方の混乱と重なりやや対応が遅れている面は否めない。その中で、昨年3月から延長されてきた伝染病に対する憲法改正条項を今月で終わらせるか(即ち、州の判断を超えて国がたとえばロックダウンを決定できる等)、激しい論議となっているが<sup>1</sup>、新連立政権設立(正式には12月クリスマス前の見込み)の中で新しい対処法が決まった。

### 2. 新型コロナ対策

— 在デュッセルドルフ日本国総領事館からの「ドイツにおける防疫措置(入院率に応じた新たな措置の導入等)」レポート —

ドイツにおいて新型コロナウイルス感染状況が悪化している現状を踏まえ、11月18日、メルケル首相と連邦各州首相による協議が行われ、ドイツ全国一律の包括的な新たな措置(3段階の各連邦州の入院率に応じた制限措置、ブースター接種を含むワクチン接種の更なる促進等)が合意された。概要、以下のとおり。

なお、今回の連邦と州の合意及び本19日に成立した改正感染症予防法を踏まえ、今後各州政府がそれぞれ新たな防疫対策を発表することとなる。

#### (1) 入院率(Hospitalisierungsinzidenz)に応じた制限措置の導入

全国一律に以下の措置をとる。ただし、ワクチン接種を受けることのできない者、ワクチン接種が推奨されない者、18歳未満の未成年者は除く。

#### ①入院率(Hospitalisierungsinzidenz)の値が3以上の場合

以下のイベント、施設の訪問・利用には2G<sup>2</sup>ルールが適用される(ワクチン接種者(geimpfte)、感染からの快復者(genesene)のみが訪問・利用可能)。なお、5日間連続でこの値を下回った場合は解除される。

- 余暇イベント・施設の訪問
- 文化イベントや文化施設の訪問
- スポーツイベントの訪問・運動施設の利用
- レストランやその他の屋内でのイベント
- ボディケア施設の利用
- 宿泊施設の利用

#### ②入院率(Hospitalisierungsinzidenz)の値が6以上の場合

各州は更なる防疫措置を導入する(2Gプラス)。

2Gも、感染リスクが高い場所、例えば、人が密集し、かつ衛生管理が困難なディスコ、クラブ、バーなどを訪問する際にはコロナ検査の陰性証明が必要。5日間連続でこの値を下回った場合は解除。

#### ③感染率が特に高く、公衆衛生システムへの負担が特に大きい場合

入院率(Hospitalisierungsinzidenz)<sup>3</sup>の値が9以上になった場合、各州は州議会の同意を条件として、感染症予防法を適用し、更なる措置をとることができる。

\* 在ドイツ音楽家。なお、本稿は、加久間景子氏からの情報提供を本財団理事長光多長温がまとめたものである。

<sup>1</sup> 現在、特に、南ドイツバイエルン州の感染者の増加が著しく、また、3つの地域でワクチンの拒否者が多く人口の50%にも達していない地域もあり、感染者の著しい増加が見られるため、州の決断で11月23日から実質的なロックダウンが始まった。

<sup>2</sup> 2G: ワクチン接種者(geimpfte)、感染からの快復者(genesene)

<sup>3</sup> 入院率(Hospitalisierungsinzidenz): 過去7日間の人口10万人あたりの新規入院者数。ロベルト・コッホ研究所の日報で確認可能(RKI Taeglicher Lagebericht)。

(2) 高齢者介護施設等におけるコロナ迅速検査の徹底

高齢者介護施設、障害者施設等の入所者をコロナ感染から守るため、高齢者介護施設等の従業員や訪問者は24時間以内に実施したコロナ検査の陰性証明を提示しなければならない（セルフテストでも可）。ワクチン接種を完了した従業員は、定期的にコロナ検査の陰性証明を提示することが必要となる。

(3) 職場での3G<sup>4</sup>ルールの導入

- ① 職場での感染の危険性が依然として高いため、職場での3Gルールを導入する。雇用者は毎日点検・記録するとともに、適切に従業員に情報を提供しなければならない。
- ② また、雇用者は従業員に対して、引き続き週2回の無料のコロナ検査を提供しなければならない。
- ③ 更に、雇用者は業務上の支障がない限りホームオフィスを可能とすること。

(4) 公共交通機関での3Gルールの導入

接触者追跡が困難であることから、今後、近郊公共交通機関（バス、Sバーン、Uバーン）、中・長距離列車等において、マスク着用に加え3Gルールが導入される（ワクチン接種者、感染からの快復者ではない場合、24時間以内に実施したコロナ検査の陰性証明が必要）。

(5) ワクチン接種の更なる促進

- ① 感染の流行を押さえ込むためには、未接種者に対するワクチン接種が重要。
- ② ブースター接種の推奨（ワクチン常設委員会（STIKO）は18歳以上の全ての者に対して、最後（2回目）の接種から6か月後、ワクチンの供給が可能であれば最短で5か月後の追加接種を推奨）。
- ③ さらに12月後半からは、5歳から11歳までの子供に対する接種も開始する見込み。

（以上）

<sup>4</sup> 3G：ワクチン接種者（geimpfte）、感染からの快復者（genesene）、コロナ検査実施者（getestetete）